

贈与の基礎講座 その⑧

～相続時精算課税制度の活用方法～

相続時精算課税制度とは

贈与には暦年課税と全く異なる贈与税の制度があります。
それが相続時精算課税制度です。

【制度概要】

- ・ 父母、祖父母からの贈与について合計2,500万円までの財産については**無税で贈与が可能**。
- ・ 贈与額の合計が2,500万円を超えた場合、**超えた金額に20%の贈与税が課税**されます。

相続時精算課税制度のデメリット

①相続時精算課税制度を活用して贈与した財産は、その贈与者が亡くなった時に全て相続財産として相続税の計算に加算しないといけない。

(暦年課税については過去3年間の贈与のみ相続計算に加算する)

②一度相続時精算課税制度を選択した贈与者との贈与は、二度と暦年贈与には戻れない。

(父とは相続時精算課税制度、母とは暦年贈与を選択などはOK)

③相続時精算課税を選択した場合、年110万円以下の贈与についても毎年贈与税の申告が必要。

相続時精算課税制度の活用方法

①大きな財産を一気に移すことが可能

暦年課税は110万円を超えると贈与税が課税される



相続時精算課税制度は2,500万円までは贈与税が課税されない

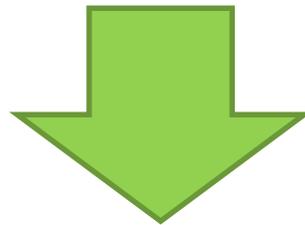
(例)

- ・ 賃貸物件を贈与し、生前から家賃を息子が収受する
- ・ 自宅土地、建物を同居する息子に移す
- ・ 売却予定の土地を孫に移し、売却代金は孫が収受する

相続時精算課税制度の活用方法

②財産が相続税の基礎控除額以下の場合

相続時精算課税制度のデメリットは、贈与額全額が相続財産に加算されることです。



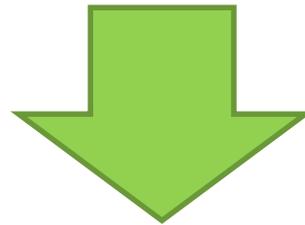
そもそも財産が相続税の基礎控除額以下の方の場合、相続時精算課税制度で贈与しても将来相続税は課税されない。

→ 財産額が少ない方にも活用するメリットはあります！

相続時精算課税制度の活用方法

③相続争いの対策を事前に行う

生前に相続させたい財産を相続させたい人に贈与する。



遺言を作るよりよっぽど確実な相続争い対策となります。

- ・ 遺言は不確実な部分があるため
- ・ 自分の意志で生前に財産を移せるため
- ・ どうせ相続税が課税されるなら事前に移しても税金は大きく変わらない

END